

福県医発第 1214 号(地)  
令和 4 年 7 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の一部改正

今般、標記について、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて連絡がありました。

本件は、令和 4 年 7 月 8 日付福県医発第 1048 号（地）をもって貴会宛てにご連絡した、感染症法規定の新型コロナウイルス感染症発生届出事項の改正に係る Q&A について、自治体からの照会を受けて一部改正したことをお知らせするものです。

改正箇所は本通知の下線のとおりです（Q6、10）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

日医発第 718 号（健Ⅱ）  
令和 4 年 7 月 15 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の一部改正

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛て標記の通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本通知は、[令和 4 年 7 月 1 日付日医発第 630 号（健Ⅱ）](#)をもって貴会宛てにご連絡した、感染症法規定の新型コロナウイルス感染症発生届出事項の改正に係る Q&A について、一部改正したことを通知するものです。

改正箇所は本通知の下線のとおりです（Q6、10）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方につきまして、ご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 4 年 7 月 13 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の一部改正

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 4 年 6 月 30 日付け健感発 0630 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

届出通知においては、令和 4 年 6 月 30 日における届出様式の改正に関する Q & A をお示ししているところですが、今般、自治体からの照会を受けて、当該 Q & A を改正することといたしました。

つきましては、内容を御了知いただくようよろしくお願いいたします。

健感発 0713 第 1 号

令和 4 年 7 月 1 3 日

各 { 都 道 府 県 }  
      { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部 (局) 長 殿  
      { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長

( 公 印 省 略 )

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について (一部改正)」の一部改正

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について (一部改正)」(令和 4 年 6 月 30 日付け健感発 0630 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。)において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

届出通知においては、令和 4 年 6 月 30 日における届出様式の改正に関する Q & A を別紙でお示ししているところですが、今般、自治体の皆様からの照会を受けて、当該 Q & A を改正することといたしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

(改正箇所は下線)

1. 今回の発生届出改正の趣旨を教えてください。

(答)

発生届は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項に基づき、医師に対し、全国一律に罰則付きの届出義務が課せられるものであるところ、今回の見直しは、感染者が増加した場合でも発生動向を適切・迅速に把握するため、その項目を保健所等による健康観察の支援が適切に行われるために必要な項目に最小化し、届出様式を簡素化するものです。

2. 改正後の様式では、感染原因・感染経路に関する項目が見直されています。今回の発生届の改正に伴い、保健所における積極的疫学調査の対応方針に変更はあるのでしょうか。

(答)

今般の改正の趣旨は、1でお答えしたとおりであり、新型コロナウイルス感染症に関する積極的疫学調査については、「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日（令和4年3月22日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「積極的疫学調査事務連絡」という。）においてお示ししたとおり、地域の実情に応じ、ハイリスク施設に集中的に実施するとの方針に変わりありません。

保健所による積極的疫学調査は、引き続き、上記の方針を踏まえ実施していただくとともに、実施した場合のHER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム）入力（今回届出義務項目ではなくなる感染原因・感染経路等も、任意項目として存置しています。）についても引き続き行っていただくようお願いいたします。

3. 改正後の発生届出では、当該者の職業に関する項目が見直されています。今回の発生届様式の改正に伴い、ハイリスク施設への支援及び介入の対応方針に変更はあるのでしょうか。

(答)

積極的疫学調査事務連絡においてお示ししたとおり、ハイリスク施設における感染者の発生に当たっては、発生届とは別に、当該施設からの報告を求め、都道府県及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等による調査を集中的に実施す

ることにより、ハイリスク者との間での感染拡大を防止することとしており、この方針に変わりありません。

4. 改正後の発生届出では、症状に関する項目が見直されています。今回の発生届の改正に伴い、保健所における入院調整の対応方針に変更はあるのでしょうか。

(答)

感染症法に基づく入院勧告・措置の対象については、現在、基礎疾患のある方、高齢者、重症・中等症の者、医師が入院を必要と判断する者等となっており、同法に基づく入院対象の選定に必要な事項は引き続き、届出事項となっています。入院調整についても、当該事項の範囲内で行うことが考えられますが、地域の実情に応じ、届出事項を追加して入院調整を行う場合には、自治体独自の発生届様式により管内医療機関からの報告を求めることも可能と考えられます。

なお、保健所との緊密な連携の下、入院調整を医療機関間で行っている事例に関して、「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」（令和4年6月20日付け事務連絡）において「都道府県が地域の小児医療の基幹病院の医師等を入院調整に係るアドバイザーとして指定し、診療所等の医師が入院が必要と判断した小児について、アドバイザーが病状に応じた適切な宿泊療養施設・医療機関の選定、転院の調整等を支援する仕組みの構築」等の取組をお示ししたところで、こちらも参考にしてください。

5. 診断（検案）した者（死体）の類型に関する項目の選択肢、疑似症患者の運用に変更はあるのでしょうか。

(答)

今回の発生届の見直しに伴って新型コロナウイルス感染症の診断基準を見直すこととはしていません。これまでどおり、検査陽性となり、医師が診断した者については、患者（確定例）として発生届を出していただくことに変わりありません。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「外来診療事務連絡」という。）においてお示しているとおり、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合の臨床症状で診断（「疑似症患者」として）する取扱いについては、現在も、診療・検査医療機関がひっ迫し、受診に一定の時間を要する状況となっている場合の取扱いです。

6. いわゆる「みなし陽性者」の届出に当たっての注意事項はあるのでしょうか。

(答)

外来診療事務連絡の1の③の方法により新型コロナウイルス感染症を診断し、当該事務連絡1の※3に基づき疑似症患者として届出を行う場合には、以下の項目については、それぞれ以下の通り、選択・記載ください。

① HER-SYS入力の場合

診断（検案）した者（死体）の類型：「疑似症患者」を選択

診断の根拠となった検体の採取年月日：診断（検案）年月日を入力

自由記載欄：「臨床診断」と入力

② 用紙による届出の場合

診断（検案）した者（死体）の類型：疑似症患者を選択

診断の根拠となった検体の採取年月日：未記入（※）

※ 発生届出の様式は、「※7 疑似症患者の検体採取年月日は、診断（検案）年月日を記入」となっていますが、外来診療事務連絡の1の③の方法により新型コロナウイルス感染症を診断し、当該事務連絡1の※3に基づき疑似症患者として届出を行う場合に限っては、診断の根拠となった検体の採取年月日は記入をせずに空欄のまま届け出てください。

なお、外来診療事務連絡に記載のとおり、「地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合」において、自治体の判断で当該事務連絡の1の①から③までの対応が可能であることについてもご留意ください。

7. 今回の発生届出の見直しに伴い、様式も改正されることになりましたが、改正後の様式は、いつから活用可能でしょうか。

(答)

改正後の様式は、6月30日からご活用いただけます。ただし、HER-SYSにおいて、「報告年月日」に6月29日までの日付を入力した場合は改正前の様式、6月30日以降の日付を入力した場合は改正後の様式が表示されるように設定されています。

8. 6月30日より前に発生した陽性者を6月30日以降に遅れて届け出る場合、新しい様式にて届出が可能でしょうか。

(答)

6月30日より前に発生した陽性者を遅れて届け出る場合、実際に届け出る報告年月日を入力し登録ください。

9. 今回の様式改正に伴い、医療機関や保健所に OCR 導入を義務づけるもの  
でしょうか。また、医療機関から保健所へ FAX での送付を推奨する意図があるの  
でしょうか。

(答)

今回の様式改正は、OCR による読み取りを義務づけるものではありません。

また、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等につ  
いて」（令和 4 年 2 月 9 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本  
部事務連絡）においてお示ししたとおり、HER-SYS による届出の徹底についてお願  
いしているところ、その方針に変わりはありません。関係各所への案内について  
も同様の案内及びご協力をお願いいたします。

10. 今回の様式改正に伴い、発生届出の情報を基に通知を行っている就業制限  
通知書に記載する通知事項も変更があるのでしょうか。

(答)

感染症法第 18 条の規定に基づき就業制限を実施する場合には、感染症の予防及  
び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99  
号）第 11 条 1 項各号に掲げる事項を書面により通知する必要があります。

当該事項については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法  
律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 102 号）により、新  
型コロナウイルス感染症の発生届出の届出事項の改正に伴って必要な改正を行っ  
ています。

具体的には、発生届出の改正によって、発生届出においては、「症状」、「初  
診年月日」及び「診断方法」が必須項目から削除されるため、新型コロナウイルス  
感染症に係る就業制限通知書においても、「症状」、「初診年月日」及び「診  
断方法」の記載は不要となります。